

設例

以下の設例は、本適用指針で示された内容について、理解を深めるためのものであるが、すべての会計処理等を網羅しているわけではない。また、前提条件が異なれば、それに適合する会計処理等も異なる場合があるので、この場合には本適用指針で示されている会計処理等を参照することが必要になる。なお、設例で示された金額や比率などの数値は、特別な意味を有するものではなく、説明の便宜のために用いられているにすぎないことに留意する必要がある。

〔設例1〕 原則適用(平成17年4月1日開始事業年度から適用する場合)

〔設例1-1〕数理計算上の差異を翌期から費用処理する方針の場合(1)

<前提条件>

A社は適格退職年金制度を採用している。

会計基準変更時差異500の費用処理年数は10年(年間費用処理額50)であり、既に平成17年3月31日までの5年分(250)は費用処理されている。

未認識数理計算上の差異については、当期の発生額を翌期から費用処理期間10年の定額法により費用処理する方法を採用している。

未認識過去勤務債務の残高はないものとする。

設例は簡潔にするために、勤務費用、利息費用及び期待運用収益の計上、年金及び掛金の支払等を省略している。

なお、設例で用いている記号Aは、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額の費用処理額である。

<平成17年度>

平成17年4月1日以後開始する事業年度前に発生し期首に存在する未認識年金資産130は、その発生原因が数理計算上の差異であったため、当該事業年度の期首に発生した数理計算上の差異とみなして、会社の採用する処理年数及び処理方法に従い、費用の減額として処理する。数理計算上の差異の発生額について当期の発生額を翌期から費用処理する方法を採用している場合でも、平成17年4月1日以後開始する事業年度の期首に発生したとみなした数理計算上の差異に限り、当期から費用の減額処理をする。

また、平成18年3月31日における年金資産の公正な評価額は1,050となり、年金資産に係る数理計算上の差異が80(借方差異)発生した。

平成17年度(未認識年金資産の振替の原則適用)						
	実際 17/4/1	振替 17/4/1	退職給付 費用	予測 18/3/31	数理計算 上の差異	実際 18/3/31
退職給付債務	(1,000)			(1,000)		(1,000)
年金資産	1,130			1,130	(80)	1,050
未積立退職給付債務	130			130		50
未認識年金資産	(130)	③ 130		0		0
会計基準変更時差異	① 250		④ A (50)	200		200
未認識過去勤務債務	0			0		0
未認識数理計算上の差異	② 135	③ (130)	⑤ A (2)	3	⑥ 80	83
前払年金費用/ (退職給付引当金)	385	0	(52)	333	0	333

①会計基準変更時差異の未処理額(借方差異)250=500-500(借方差異)÷10年×5年

②未認識数理計算上の差異(借方差異)135(=150×9/10)は、平成15年度に発生した150を1年分償却した後の残高である。

③未認識年金資産残高の発生原因は数理計算上の差異であったため、全額を期首に数理計算上の差異に振り替える。

④会計基準変更時差異の費用処理額50=500(借方差異)÷10年

⑤未認識数理計算上の差異の費用処理額2=150(借方差異)÷10年+(-130)(③により期首に振り替えられた貸方差異)÷10年

⑥当期に発生した数理計算上の差異は、会計方針に従い、翌期から費用処理する。

平成17年度における処理

(仕 訳)			
退職給付費用	52	/	退職給付引当金 52

(期末における処理)

(仕 訳)			
退職給付引当金	52	/	前払年金費用 52

〔設例1-2〕 数理計算上の差異を発生年度から費用処理する方針の場合

＜前提条件＞

A社は適格退職年金制度を採用している。

未認識数理計算上の差異については、当期の発生額を発生年度から費用処理期間10年の定額法により費用処理する方法を採用している。

会計基準変更時差異の未処理残高、未認識過去勤務債務の残高はないものとする。

設例は簡潔にするために、勤務費用、利息費用及び期待運用収益の計上、年金及び掛金の支払等を省略している。

なお、設例で用いている記号Aは未認識数理計算上の差異の費用処理額である。

＜平成15年度＞

当期における年金資産の実際運用収益が期待運用収益を上回ったため、平成16年3月31日において、年金資産に係る数理計算上の差異が200(貸方差異)発生し、年金資産の実際額1,200が退職給付債務の実際額1,000を200超過した。数理計算上の差異の当期発生を原因とする当該超過額200は、改正前の基準に基づき、当該金額を未認識年金資産に振り替えた。

平成15年度(年金資産が退職給付債務を超過)						
	実際 15/4/1	退職給付 費用	予測 16/3/31	数理計算 上の差異	未認識 年金資産	実際 16/3/31
退職給付債務	(1,000)		(1,000)			(1,000)
年金資産	1,000		1,000	200		1,200
未積立退職給付債務	0		0			200
未認識年金資産					(200)	(200)
会計基準変更時差異	0		0			0
未認識過去勤務債務	0		0			0
未認識数理計算上の差異 ①	270	② A (30)	240	(200)	200	240
前払年金費用/ (退職給付引当金)	270	(30)	240	0	0	240

①平成15年4月1日の未認識数理計算上の差異(借方差異)270(=300×9/10)は、平成14年度に発生した借方差異300を1年分償却した後の残高である。

②未認識数理計算上の差異の費用処理額30=300(借方差異)÷10年

＜平成16年度＞

平成16年4月1日に、積立超過額のうち年金財政計算上における剰余金80が現金で返還された。年金資産の返還による積立超過の解消額(返還額)80は、会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(平成16年10月4日改正)に基づき、退職給付引当金の増加として処理された。この未認識年金資産の発生原因は数理計算上の差異であるため、当該解消額は未認識数理計算上の差異に振り替えた。なお、返還額が返還前の年金資産に占める割合が重要ではないと判断されたため、返還した年金資産に対応する未認識数理計算上の差異の損益処理は行わないものとしている。

また、当期における年金資産の実際運用収益が期待運用収益を上回ったため、平成17年3月31日における年金資産の公正な評価額は1,150となり、年金資産に係る数理計算上の差異が30(貸方差異)発生し、当該金額を未認識年金資産に振り替えた。

平成16年度(超過分につき期首に年金資産の一部返還)							
	実際 16/4/1	年金資産返還 16/4/1	退職給付 費用	予測 17/3/31	数理計算 上の差異	未認識 年金資産	実際 17/3/31
退職給付債務	(1,000)			(1,000)			(1,000)
年金資産	1,200	(80)		1,120	30		1,150
未積立退職給付債務	200			120			150
未認識年金資産	(200)	80		(120)		(30)	(150)
会計基準変更時差異	0			0			0
未認識過去勤務債務	0			0			0
未認識数理計算上の差異 ③	240	(80)	④ A (22)	138	(30)	30	138
前払年金費用/ (退職給付引当金)	240	(80)	(22)	138	0	0	138

③年金資産の返還による未認識年金資産から数理計算上の差異への振替額80は、実際の発生は過年度であり、かつ、当期首に未認識年金資産より振り替えられたものであるため、当期から費用の減額処理をする。

④未認識数理計算上の差異の費用処理額22=300(借方差異)÷10年+(−80) (③により振り替えられた貸方差異)÷10年

<平成17年度>

平成17年4月1日以後開始する事業年度前に発生し期首に存在する未認識年金資産150は、その発生原因が数理計算上の差異であったため、当該事業年度の期首に発生した数理計算上の差異とみなして、会社の採用する処理年数及び処理方法に従い、費用の減額として処理する。

また、平成18年3月31日における年金資産の公正な評価額は1,070となり、年金資産に係る数理計算上の差異が80(借方差異)発生した。

平成17年度(未認識年金資産の振替の原則適用)

	実際 17/4/1	振替 17/4/1	退職給付 費用	予測 18/3/31	数理計算 上の差異	実際 18/3/31
退職給付債務	(1,000)			(1,000)		(1,000)
年金資産	1,150			1,150	(80)	1,070
未積立退職給付債務	150			150		70
未認識年金資産	(150)	⑤ 150		0		0
会計基準変更時差異	0			0		0
未認識過去勤務債務	0			0		0
未認識数理計算上の差異	138	⑤ (150) ⑥ A	(15)	(27)	80	53
前払年金費用/ (退職給付引当金)	138	0	(15)	123	0	123

⑤未認識年金資産の発生原因は数理計算上の差異であったため、全額を期首に数理計算上の差異に振り替える。

⑥未認識数理計算上の差異の費用処理額 $15 = 300$ (借方差異) $\div 10$ 年 + (-80) (③により振り替えられた貸方差異) $\div 10$ 年 + (-150) (⑤により期首に振り替えられた貸方差異) $\div 10$ 年 + 80 (当期発生 of 借方差異) $\div 10$ 年

平成17年度における処理

(仕 訳)			
退職給付費用	15	/	退職給付引当金 15

(期末における処理)

(仕 訳)			
退職給付引当金	15	/	前払年金費用 15

〔設例1-3〕 数理計算上の差異を翌期から費用処理する方針の場合(2)

<前提条件>

A社は適格退職年金制度を採用している。

未認識数理計算上の差異については、当期の発生額を翌期から費用処理期間10年の定額法により費用処理する方法を採用している。

会計基準変更時差異の未処理残高、未認識過去勤務債務の残高はないものとする。

設例は簡潔にするために、勤務費用、利息費用及び期待運用収益の計上、年金及び掛金の支払等を省略している。

なお、設例で用いている記号Aは未認識数理計算上の差異の費用処理額である。

<平成15年度>

設例1-2と同じものとする。

平成15年度(年金資産が退職給付債務を超過)						
	実際 15/4/1	退職給付 費用	予測 16/3/31	数理計算 上の差異	未認識 年金資産	実際 16/3/31
退職給付債務	(1,000)		(1,000)			(1,000)
年金資産	1,000		1,000	200		1,200
未積立退職給付債務	0		0			200
未認識年金資産					(200)	(200)
会計基準変更時差異	0		0			0
未認識過去勤務債務	0		0			0
未認識数理計算上の差異 ①	300	② A (30)	270	(200)	200	270
前払年金費用/ (退職給付引当金)	300	(30)	270	0	0	270

①平成15年4月1日の未認識数理計算上の差異(借方差異)は、翌期から費用処理する方針であるので、平成14年度に発生した300が繰り越されている。

②未認識数理計算上の差異の費用処理額 $30 = 300(\text{借方差異}) \div 10\text{年}$

<平成16年度>

設例1-2と同じものとする。

平成16年度(超過分につき期首に年金資産の一部返還)							
	実際 16/4/1	年金資産返還 16/4/1	退職給付 費用	予測 17/3/31	数理計算 上の差異	未認識 年金資産	実際 17/3/31
退職給付債務	(1,000)			(1,000)			(1,000)
年金資産	1,200	(80)		1,120	30		1,150
未積立退職給付債務	200			120			150
未認識年金資産	(200)	80		(120)		(30)	(150)
会計基準変更時差異	0			0			0
未認識過去勤務債務	0			0			0
未認識数理計算上の差異	270	③ (80)	④ A (22)	168	(30)	30	168
前払年金費用/ (退職給付引当金)	270	(80)	(22)	168	0	0	168

③年金資産の返還による未認識年金資産から数理計算上の差異への振替額80は、実際の発生は過年度であり、かつ、当期首に未認識年金資産より振り替えられたものであるため、当期から費用の減額処理をする。

④未認識数理計算上の差異の費用処理額 $22 = 300(\text{借方差異}) \div 10\text{年} + (-80)(\text{③により振り替えられた貸方差異}) \div 10\text{年}$

<平成17年度>

平成17年4月1日以後開始する事業年度前に発生し期首に存在する未認識年金資産150は、その発生原因が数理計算上の差異であったため、当該事業年度の期首に発生した数理計算上の差異とみなして、会社の採用する処理年数及び処理方法に従い、費用の減額として処理する。数理計算上の差異の発生額について当期の発生額を翌期から費用処理する方法を採用している場合でも、平成17年4月1日以後開始する事業年度の期首に発生したとみなした数理計算上の差異に限り、当期から費用の減額処理
また、平成18年3月31日における年金資産の公正な評価額は1,070となり、年金資産に係る数理計算上の差異が80(借方差異)発生した。

平成17年度(未認識年金資産の振替の原則適用)

	実際 17/4/1	振替 17/4/1	退職給付 費用	予測 18/3/31	数理計算 上の差異	実際 18/3/31
退職給付債務	(1,000)			(1,000)		(1,000)
年金資産	1,150			1,150	(80)	1,070
未積立退職給付債務	150			150		70
未認識年金資産	(150)	⑤ 150		0		0
会計基準変更時差異	0			0		0
未認識過去勤務債務	0			0		0
未認識数理計算上の差異	168	⑤ (150)	⑥ A (7)	11	80	91
前払年金費用/ (退職給付引当金)	168	0	(7)	161	0	161

⑤未認識年金資産の発生原因は数理計算上の差異であったため、全額を期首に数理計算上の差異に振り替える。

⑥未認識数理計算上の差異の費用処理額 $7 = 300$ (借方差異) $\div 10$ 年 $+$ (-80)(③により振り替えられた貸方差異) $\div 10$ 年 $+$ (-150)(⑤により期首に振り替えられた貸方差異) $\div 10$ 年

平成17年度における処理

(仕 訳)			
退職給付費用	7	/	退職給付引当金 7

(期末における処理)

(仕 訳)			
退職給付引当金	7	/	前払年金費用 7

〔設例2〕 早期適用(平成17年3月31日終了事業年度から適用する場合)

＜前提条件＞

A社は適格退職年金制度を採用している。

未認識数理計算上の差異については、当期の発生額を翌期から費用処理期間10年の定額法により費用処理する方法を採用している。

会計基準変更時差異の未処理残高、未認識過去勤務債務の残高はないものとする。

設例は簡潔にするために、勤務費用、利息費用及び期待運用収益の計上、年金及び掛金の支払等を省略している。

なお、設例で用いている記号Aは未認識数理計算上の差異の費用処理額である。

＜平成16年度＞

平成17年3月31日における年金資産の公正な評価額は1,230となり、年金資産に係る数理計算上の差異が30(貸方差異)発生した。これは、当期に発生した数理計算上の差異であるため、会計方針に従い翌期から費用処理する。

平成17年3月31日に終了する事業年度前に発生し当該事業年度の期末に存在する未認識年金資産200は、その発生原因が数理計算上の差異であったため、当該事業年度の期首に発生した数理計算上の差異とみなして、会社の採用する処理年数及び処理方法に従い、費用の減額として処理する。数理計算上の差異の発生額について、当期の発生額を翌期から費用処理する方法を採用している場合でも、当該業年度の期首に発生したとみなした数理計算上の差異に限り、当期から費用の減額として処理する。

平成16年度(未認識年金資産の振替の早期適用)							
	実際	退職給付費用	予測	振替	振替分費用減額	数理計算上の差異	実際
	16/4/1		17/3/31	17/3/31			17/3/31
退職給付債務	(1,000)		(1,000)				(1,000)
年金資産	1,200		1,200			⑤ 30	1,230
未積立退職給付債務	200		200				230
未認識年金資産	(200)		(200)	③ 200			0
未認識過去勤務債務	0		0				0
未認識数理計算上の差異	① 270	② A (30)	240	③ (200)	④ A 20	⑤ (30)	30
前払年金費用/ (退職給付引当金)	270	(30)	240	0	20	0	260

①平成16年4月1日の未認識数理計算上の差異(借方差異)270(=300×9/10)は、平成14年度に発生した借方差異300を1年分償却した後の残高である。

②未認識数理計算上の差異の費用処理額30=300(借方差異)÷10年

③平成16年度の期首以前に発生し、期末時点において存在している未認識年金資産200は、その発生原因が数理計算上の差異であったため、全額を期首に発生した数理計算上の差異とみなして振り替える。

④③により振り替えられた数理計算上の差異200の費用の減額処理20(=200÷10年)は当期から行われる。

⑤これについては、注解(注1)1を適用しない取扱いを早期適用するため、本適用指針第4項(2)により、当期に発生した数理計算上の差異となる。したがって、採用する処理年数及び処理方法に従い、翌期から費用の減額として処理をする。(注)

平成16年度における処理

(仕 訳)			
退職給付費用	※	10	退職給付引当金 10

※ ②30－④20＝10

(期末における処理)

(仕 訳)			
退職給付引当金		10	前払年金費用 10

(注)期末に借方差異となる数理計算上の差異が計上された場合であっても、本適用指針第4項(2)により、未認識年金資産の解消としては取り扱わず、当期に発生した数理計算上の差異となる。したがって、採用する処理年数及び処理方法に従い、翌期から費用処理する。

以 上